

文京区旅館業の営業の適正化に関する指導要綱

	平成 5 年 7 月 28 日	5 文保保発第 204 号
改正	平成 7 年 9 月 14 日	7 文保保発第 265 号
改正	平成 20 年 8 月 19 日	20 文保生第 1230 号
改正	平成 30 年 6 月 15 日	30 文保生第 483 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、旅館業の営業に係る指導基準及び旅館業の施設の構造設備の指導基準を定めることにより、旅館業の営業が善良の風俗を害することのないようにし、青少年の健全な育成と区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）及び文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例（平成 30 年 6 月文京区条例第 27 号）で使用する用語の例による。

(区の責務)

第 3 条 区長は、この要綱の目的を達成するため、営業者に対し、環境衛生監視員（旅館業法第 7 条に規定する職員をいう。）による必要な監督指導を行うものとする。

(営業者の責務)

第 4 条 営業者は、公衆衛生の改善及び向上並びに善良の風俗を害することのないよう、旅館業の施設の従業員に対する教育に努めなければならない。

2 営業者は、旅館業の施設内外（客室内を含む。）の衛生管理等の保持に努め、近隣住民との良好な関係を維持するよう努めなければならない。

(適用除外)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する旅館業の施設については、この要綱の規定を適用しない。

(1) 旅館業の施設が次に掲げる施設の敷地の周囲 200 メートルの区域外にあるとき。

ア 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）第 2 条第 4 項に規定する一団地の官公庁施設

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校

ウ 図書館法（昭和 25 年法律 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

エ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設

オ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

カ 区長が、周辺の良い生活環境を保持する必要があると認める別表に定める建造物

(2) 旅館業の施設が次に掲げるものであるとき。

ア 保健所長から団体宿泊旅館の承認を受けている施設

イ 従業員厚生施設

ウ 下宿営業施設

(3) 前 2 号のほか、区長が、当該旅館業の施設が青少年の健全な育成と区民の良好な生活環境の確保に支障がないと認めたものであるとき。

(指導基準等)

第 6 条 旅館業の施設は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設でないこと。
 - (2) 旅館業の施設の外観等を、善良な風俗を害することがないようにし、かつ、周囲の環境に調和させること。
- 2 旅館業の施設は、次に掲げる構造の基準に適合したものでなければならない。
- (1) 令第 3 条第 2 項各号に規定する構造でないこと。
 - (2) 駐車場は、駐車場の見通しを妨げる垂れ幕等を出入口に設ける等駐車車両又は当該車両のナンバープレートを隠す設備を設けていないこと。
 - (3) 浴室は、次に掲げる構造でないこと。
 - ア ガラス張り等により客室の中から内部を容易に見ることができる構造
 - イ 浴槽の全部又は一部が透明又は半透明で、入浴している人の姿態が見透かせる構造
 - ウ ア及びイのほか、人の性的好奇心をそそるおそれのある構造
- 3 旅館業の施設は、次に掲げる設備の基準に適合したものでなければならない。
- (1) 令第 3 条第 3 項第 1 号イ及びロ並びに同項第 2 号ロに規定する設備を設けていないこと。
 - (2) 出入口は、外部から内部を見通すことができるものとし、オートロック方式にしないこと。
 - (3) 客室ごとのメールボックス、宅配ボックス等を設置しないこと。
- 4 営業者は、旅館業を営むに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 客室の鍵の受渡しを玄関帳場又はフロント（以下「玄関帳場等」という。）で行う場合は、当該鍵を保管するキーボックス又は棚を玄関帳場等の内側に設けること。
 - (2) 玄関帳場等には、宿泊者名簿を備え付けること。
 - (3) 宿泊者名簿は、宿泊者本人に記載させること。
 - (4) 人の性的好奇心をそそるおそれのある当該施設に関する広告物を掲出していないこと。
 - (5) 期間の長短を問わず、旅館業の施設を住居として賃貸しないこと。

（改善勧告）

第 7 条 区長は、営業者が正当な理由がなく前条の規定に違反して業務を行い、かつ、第 3 条の規定による監督指導に従わない場合は、当該営業者に対し施設改善勧告書（別記様式）により改善勧告を行うものとする。

（氏名公表）

第 8 条 区長は、営業者が正当な理由がなく前条の改善勧告に従わないときは、当該営業者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）を公表することができる。

（雑則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、保健衛生部長が別に定める。

付則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。ただし第 7 条から第 8 条の規定は、平成 5 年 8 月 1 日から起算して 1 年を経過した日から施行する。

（説明会の適用除外）

- 2 この要綱第 6 条の構造設備を満たすため、平成 5 年 8 月 1 日から起算して 1 年以内に営業施設に必要な最小限の改修工事を行う場合は、文京区旅館業の営業許可等に関する指導要綱第 8 条に定める説明会を開催しないことができる。

付則

(施行期日) (平成7年9月14日 7文保保発第265号)

1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の文京区旅館業の適正化に関する指導要綱第6条第1項第4号及び同条第2項各号に規定する指導基準を満たさない場合における第7条及び第8条の規定は、この要綱の施行の日から起算して1年を経過した日から適用する。

付則

(施行期日) (平成20年8月19日 20文保生第1230号)

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

別表 (第5条関係)

建 造 物
湯島天満宮、湯島聖堂、根津神社、護国寺